

島根県における情報共有システム(ASP)導入に向けての基本方針

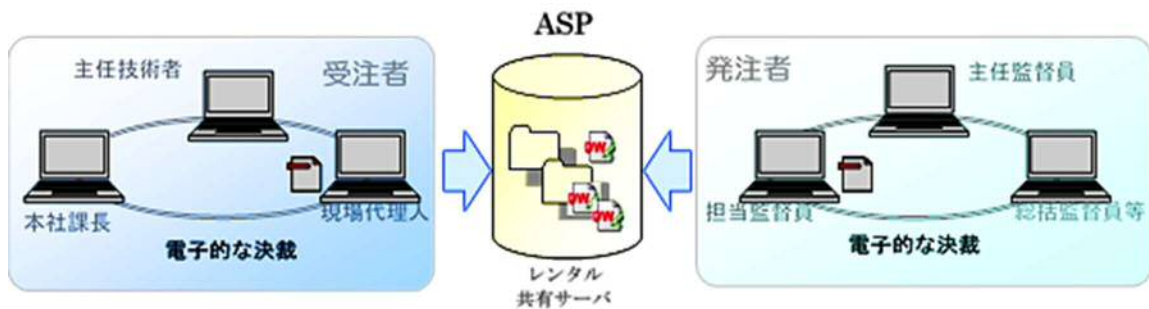
1. 情報共有システム (ASP) 導入に向けての背景

2019年4月1日から「働き方改革関連法」が施行され、実質的な“働き方改革元年”を迎える。建設業においても業界の担い手を確保するため、長時間労働の是正に向けた取り組みが「建設業働き方改革加速化プログラム」として策定された。このように生産性向上や長時間労働の是正が求められる中、情報共有システム導入による業務の効率化が求められている。

また、国や多くの自治体では既に導入済みの状況であり、島根県においても導入に向けた検討が必要な状況である。

2. 情報共有システム(ASP)とは

公共工事において、受発注者の関係者間で、工事目的物を施工・管理する上で必要な情報（以下、工事関連情報という。）を、電子的に一元管理・共有し、相互利用を図るシステム。



※ASP(アプリケーションサービスプロバイダ):プロバイダがアプリケーション等のサービス(機能)をネットワーク経由で利用者に提供する仕組み。

〔業務の効率化に繋がる主な機能〕

・ 工事帳票の作成・処理機能

「工事打合せ簿」「材料確認書」「工事履行報告書」等の帳票の作成を支援する機能で帳票の作成や検索が容易となる。また、電子決済により処理状況が明確となり効率的な決済処理が可能となる。工事帳票等の持込みが無くなるため移動時間の削減につながる。

・ 工事帳票の整理機能

工事帳票等はシステム内の体系的に整理されたフォルダで管理される。また、自動で電子納品成果が作成されることから書類整理、電子納品成果作成の手間が軽減される。

3. 情報共有システムの導入試行について

〔目的〕

島根県で情報共有システムを利用した工事は、10件程度あるが運用ルールが整備されていないためシステムの積極的な活用には至っていない。また、現状での本格導入は発注者側システムのセキュリティ上の問題により困難である。

試行を行うことで本格導入に向けた課題整理や関係機関の意向等を把握しスムーズなシステム導入を目指す。

〔対象工事〕

土木部及び農林水産部(農林工務部)が発注する工事で、当初請負対象金額 5,000 万円以上 (A 級業者) の工事を対象とし、受発注者間の協議により決定する。なお、受注者からの申し出により発注者が認めた場合は請負金額に関わらずシステムの活用を試行できるものとする。

〔実施方法〕

別紙「島根県における情報共有システム試行実施要領」による

〔適用日〕

令和元年 6 月 3 日以降起工する発注工事

〔その他〕

情報共有システム導入による適切な効果の検証を行うため、各事務所 5 件程度の試行を実施するものとする。